

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和元年十月八日から令和二年二月十日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

令和元年十月八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 三洋堂書店香芝店
所在地 香芝市別所一二三一一ほか
- 二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）二、〇八〇平方メートル
（変更後）二、六一〇平方メートル
- 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面4―1記載のとおり
収容台数 九九台

（変更後）位置 届出書添付図面4―2及び4―3記載のとおり
収容台数 一一四台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 届出書添付図面4―1記載のとおり
面積 六六・〇平方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面4―2記載のとおり
面積 一一〇・〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 届出書添付図面4―1記載のとおり
容量 一二・四立方メートル

(変更後) 位置 届出書添付図面4-2記載のとおり

容量 二一・四立方メートル

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から翌日の午前二時まで

(変更後) 午前九時から翌日の午前二時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から翌日の午前二時三十分まで

(変更後) 敷地内駐車場 午前八時三十分から翌日の午前二時三十分まで

店舗東側隔地駐車場 午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面4-1記載のとおり

(変更後) 出入口の数 三箇所

位置 届出書添付図面4-2及び4-3記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前八時から午後八時まで

(変更後) 午前六時から午後十時まで

三 変更する年月日

令和二年五月十八日

四 届出年月日

令和元年九月十七日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和元年十月八日から令和二年二月十日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例

(平成元年三月奈良県条例第三十二号) 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで